

## 令和4年度事業計画

暴力団情勢	<p>1 勢力</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">工藤會</td> <td style="width: 15%;">道仁会</td> <td style="width: 15%;">福博会</td> <td style="width: 15%;">太州会</td> <td style="width: 15%;">浪川会</td> </tr> <tr> <td>構成員等</td> <td>370</td> <td>320</td> <td>130</td> <td>120</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="5">1,100（前年比—140）</td> </tr> </table> <p>※各組織の構成員数は、概数である。</p> <p>2 動向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共工事等の利権に絡む活動は見受けられない</li> <li>○ 特殊詐欺グループへの関与</li> <li>○ 依然として違法薬物の密売は継続</li> </ul>		工藤會	道仁会	福博会	太州会	浪川会	構成員等	370	320	130	120	150	合計	1,100（前年比—140）				
	工藤會	道仁会	福博会	太州会	浪川会														
構成員等	370	320	130	120	150														
合計	1,100（前年比—140）																		
事業の目的 定款第3条	<p>この法人は、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）による不当な行為を予防するための広報活動を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする。</p>																		
理事会及び評議員会の開催	<p>1 理事会の開催</p> <p style="padding-left: 20px;">令和4年度第1回理事会（第2回は日時未定）</p> <p style="padding-left: 20px;">令和4年5月9日（月）に招集し、令和3年度事業結果報告及び収支決算報告等についての決議を諮る。</p> <p>2 令和4年度定時評議員会の開催</p> <p style="padding-left: 20px;">令和4年5月25日（水）に招集し、令和3年度収支決算報告等についての決議を諮る。</p>																		
事業項目	事業内容																		
<p>公1 広報活動</p> <p style="padding-left: 20px;">法32条の3第2項第1号</p> <p style="padding-left: 20px;">定款第4条第1項第1号</p>	<p>1 暴力団排除意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会報「県民の絆」の制作・配布</li> <li>○ 暴排冊子の購入・配布</li> <li>○ 広報グッズ購入・動画の制作</li> <li>○ 自治体・企業等への講師派遣</li> </ul> <p>2 暴力追放福岡県民大会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北九州市との共催（8/4）</li> </ul> <p>3 センター事業の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホームページ更新・管理</li> </ul>																		

事業項目		事業内容
公1	少年指導 法第32条の3第2項第10項 定款第4条第1項第10項	1 県少年警察ボランティア協会との連携 ○ 少年指導員に対する研修
	調査研究活動 定款第4条第1項第12号	1 民事介入暴力研究会 2 全国・他都道府県センターとの研究会等 3 公刊資料の購入・活用
	監視活動 定款第4条第1項第10号	1 暴力監視員の委嘱と活動促進 ○ 表面化しにくい暴力団の動向把握 2 暴力監視員研修会の開催（年度内1回）
公2	相談活動 法第32条の3第2項第3号 定款第4条第1項第3号	1 暴力団被害集中相談日の開設（年1回） ○ 県内3会場で開設（10/15） 2 民事介入暴力特別相談日の開設 ○ 毎月第1、第3水曜日（年間24回程度）
	少年対策 法第32条の3第2項第4項 定款第4条第1項第4号	1 少年課とタイアップした啓蒙パンフレットの作成 2 高校生を対象とした暴追ポスターコンクールの開催
	離脱・就労支援活動 法第32条の3第2項第5項 定款第4条第1項第5号	1 暴力団離脱希望者への資金援助 2 協賛企業に対する給付制度 3 離脱援助関係会議 4 離脱援助事業の広報
公3	暴排組織援助活動 法第32条の3第2項第2号 定款第4条第1項第2号	1 自治体・民間暴排組織の援助 ○ 関係規定の適正運用 2 自治体等が開催する暴追大会援助
	不当要求防止責任者講習 法第32条の3第2項第7項 定款第4条第1項第7号	1 オンライン開催の定着化 ○ 年度内30回開催予定 2 講習内容の充実
	不当要求情報管理機関援助 法第32条の3第2項第8項 定款第4条第1項第8号	1 不当要求情報管理機関との情報交換 ○ （公財）モーターボート競走保安協会 ○ 日本証券業協会（九州地区協会） ○ （公財）競馬保安協会（関西本部）
	被害者救援活動 法第32条の3第2項第9項 定款第4条第1項第9号	1 暴力団犯罪被害者への見舞金 ○ 見舞金支給規程の適正運用 2 損害賠償請求訴訟等援助 ○ 被害者等救援資金貸付規程の適正運用

事業項目		事業内容
公3	差止請求訴訟 法第32条の3第2項第6項 定款第4条第1項第6号	1 暴力団事務所使用差止請求訴訟 ○ 代理訴訟による県民の人格権の保護
その他		1 賛助会員の勧奨活動 2 離脱者の銀行口座開設支援制度